

※この法令は廃止されています。
平成十一年農林水産省令第六十九号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条並びに第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第二項第三号及び第三項（第五条

（持続性の高い農業生産方式に係る技術）

に規定する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第二項第三号及び第三項（第五条

（持続性の高い農業生産方式に係る技術）

- 二 機械除草技術（有害植物を機械的手段により駆除する技術をいう。）
- 三 除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。）
- 四 生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和二十一年法律第八十二号）第二条第二項の天敵である植物を栽培する技術をいう。）
- 五 対抗植物利用技術（土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。）
- 六 抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。）
- 七 天然物質由来農薬利用技術（有効成分が化學的に合成されていない農薬として農林水産省がおおむね十から百五十の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。）
- 八 土壤還元消毒技術（土壤中の酸素の濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 九 热利用土壤消毒技術（土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 十 光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。）
- 十一 被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。）
- 十二 フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であつて、農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）
- 十三 マルチ栽培技術（土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。）

（導入計画の認定申請手續）

第一条 法第四条第一項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。

（導入計画の記載事項）

第一条 法第四条第一項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

- 一 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壤の性質についての調査の結果を実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあっては、当該措置の実施に関する事項
- 二 導入指針に土壤の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあっては、当該措置の実施に関する事項
- 三 導入計画の認定基準
- 四 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条並びに第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（一）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
（二）この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年九月二八日農林水産省令第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律（第二条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和四年六月二七日農林水産省令第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）は、廃止する。）

（一）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
（二）この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

